

保存版

自分たちのまちは自分たちでつくろう

始 ま り ま す

地 域 分 権

「地域分権」とは、皆さんが自主的・自立的にまちづくりを行うことで、市内11小学校区を単位とした地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていくこうとするものです。そのような暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし「池田市地域分権の推進に関する条例」が平成19年6月に市議会で可決され、制定されました。

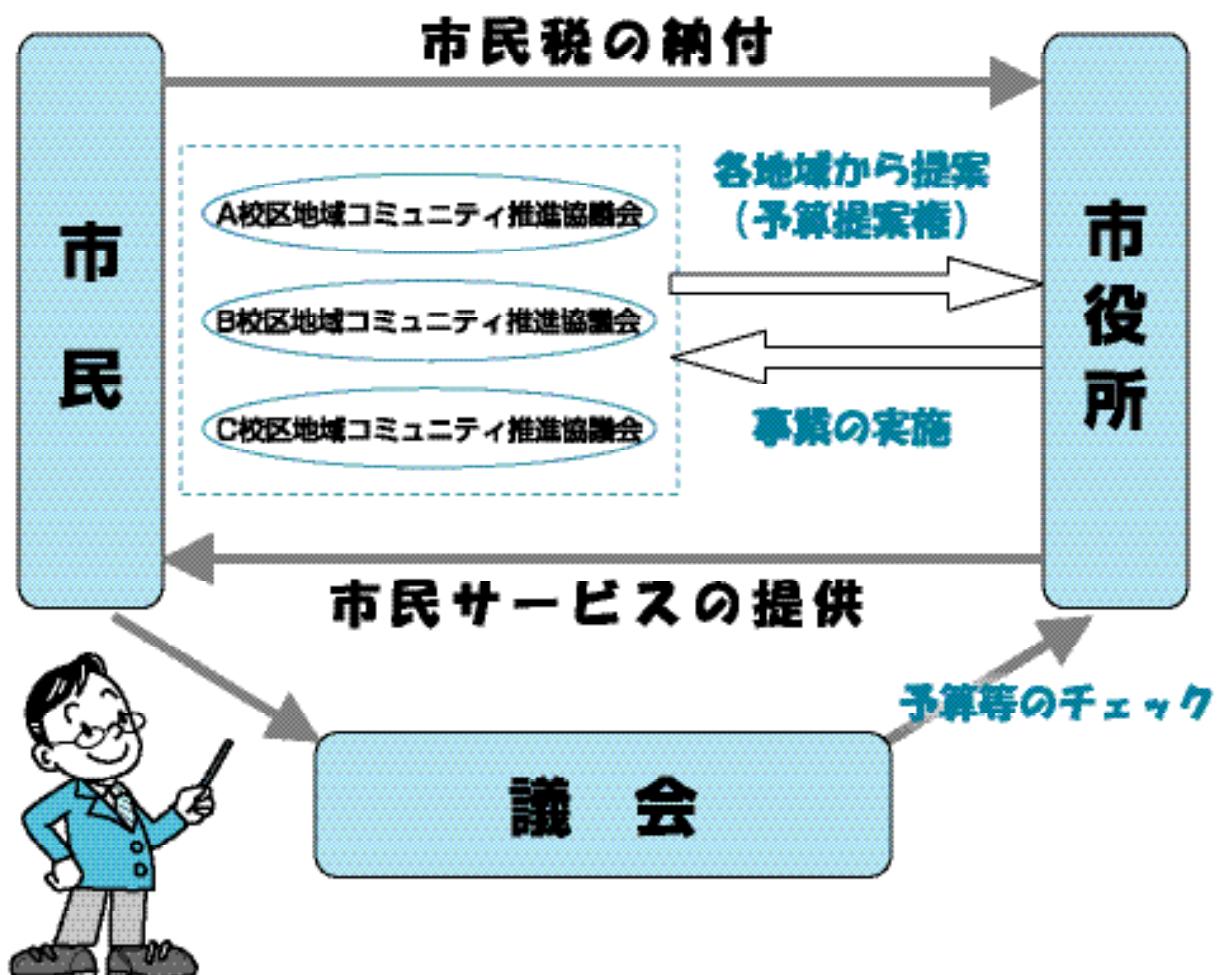
「地域分権」制度について、Q&A方式でご説明します。

Q1. 「地域分権」とは、どのような制度ですか。また、どうして実施するのですか。

A1. 共働き世帯の増加や核家族化の進行により、生活スタイルが昔と大きく変わってきました。また、住民ニーズが複雑化、多様化するとともに、地域においていろいろと課題が生じています。こうした地域の課題を解決するために、これまで行政の判断により実施してきたサービス等を各地域の実情に応じて、各地域で意見や知恵を出し合い、地域の提案により実施していくほうが、より住民のニーズに的確に応えることができるのではないかと考えています。そのため「地域コミュニティ推進協議会」を設立し、皆さんが出した税金の一定額を地域の課題解決など地域のために活用できるように、同協議会に市に対する予算提案権をお渡しする制度です。



【「地域分権」導入後のイメージ図】



Q 2. この制度により、私たちは何をすればよいのですか。

A 2. 住民はまちづくりの主役であり、住民がそれぞれの個性と能力を発揮して、地域コミュニティ推進協議会の活動に参加するとともに、住民同士がお互いの権利を認め合い、それぞれに果たすべき役割と責任を自覚して、相互に協力して活動することが必要であると考えます。

本市でも、地域福祉の取り組みや防災・防犯のように、各種団体が連携して取り組んでいる地域があります。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域で住民ニーズにマッチした公共サービスが、より迅速かつ適切に提供されることが期待できます。



青バト隊



花いっぱい運動

「みんなでつくるまちの基本条例」との関係

平成18年4月に施行された「池田市みんなでつくるまちの基本条例」は、まちづくりにおける基本理念や市政運営の原則を定めたものであり、池田市の憲法ともいるべきものです。

今回の「池田市地域分権の推進に関する条例」は、基本条例の基本理念等により、皆さんがまちづくりに参画できるための具体的な仕組みを設けるものです。

◎基本条例におけるまちづくりの基本理念

(池田市みんなでつくるまちの基本条例第4条)

池田市におけるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念としています。

- ・市民と市の協働により行うこと。
- ・市民と市が、まちづくりに関する互いの情報を共有すること。
- ・市民の自主的・自立的な参画が保障されること。



Q3. 「地域コミュニティ推進協議会」とは、どのような組織ですか。

A3. 地域において、自治会やPTA、地区福祉委員会など様々な団体が「暮らしやすい地域」をめざして、それぞれに活動されています。

「地域コミュニティ推進協議会」は、このような地域の各種団体と地域住民とが連携・協力し、地域のまちづくりのために自発的に活動するための組織です。

協議会と各団体は対等の関係であり、協議会では、個々の団体が各々実施してきたものを地域として取り組むことに意味があると考えます。また、個々の団体だけでは、取り組めない広域課題についても対応できるものです。

協議会は、各地域団体のネットワーク化、相互補完を図り、それぞれの地域の特色を生かした組織としていただきます。なお、協議会は既存の団体の活動を妨げるものではありません。

